

資料4 指定管理者制度の導入方針 (第5次行財政改革大綱実施計画)

第5次行財政改革大綱実施計画では、各施設ごとにメリット・デメリット等を比較検討し、以下のとおり決定した。

施設名		方針
1	有料自転車駐車場	当面、現形態を維持
2	児童センター（福祉の里）	平成25年度から導入 ※ 現在、指定管理者制度を導入している児童センター（本多）と合わせて一体的に導入する。
3	福祉の里（福祉の里図書館除く。）	当面、現形態を維持
4	ほっとぷらざ	当面、現形態を維持
5	市民会館	導入 ※ 導入時期については、市民会館と一体的な管理も想定される（仮称）ふるさと新座館のホール施設の活用状況等を見定める中で、改めて検討する。
6	体育施設	平成25年度から導入（※）
7	中央図書館・視聴覚ライブラリー	当面、現形態を維持
8	福祉の里図書館	当面、現形態を維持
9	ふるさと新座館	当面、現形態を維持

※ 指定管理者制度を導入する体育施設の範囲について

殿山運動場、馬場運動場、大和田運動場、堀ノ内少年運動場、野火止運動場、西堀庭球場、本多庭球場、片山ファミリープール、大和田ファミリープール、市民総合体育館、総合運動公園、栄緑道

※ 平成24年度の指定管理者制度の導入に係る具体的な検討の中で、片山ファミリープール及び大和田ファミリープールは、指定管理者制度を導入せず、市の直営を維持することとなった。